

## 元気チャレンジ企業支援事業

### ○事業概要

ベンチャー性の高い事業を起業する事業者及び新たな名産品、土産品、農商工連携商品等の開発を行う事業者に対し補助金を交付することで、産業の活性化を図ります。

### ○対象者

市税を完納する者で、かつ、調査研究事業、商品開発事業、販路開拓事業又は設備等整備事業のうち元気チャレンジ企業支援事業審査委員会で認定された事業を市内において実施する事業者

### ○補助対象事業

- ・ベンチャー性の高い事業、新たな名産品、土産品、農商工連携商品等の開発を行う事業
- ・市内で行う調査研究事業、商品開発事業、販路開拓事業又は設備等整備事業のうち元気チャレンジ企業支援事業審査委員会で認定された事業

### ○補助金交付までの流れ

- 1 市へ事前相談、事業計画書の作成
- 2 認定申請書を提出（事業着手のおおむね60日前までに）
- 3 元気チャレンジ企業支援事業審査委員会
- 4 事業着手
- 5 事業完了後、交付申請書兼実績報告書を提出
- 6 請求書を提出
- 7 3年間、効果報告書を提出し、事業を検証

### ○留意点

- ・事業着手前に、審査委員会の審査を受ける必要があります。また、予算枠の都合により、ご希望の時期に添えない場合もあります。必ず事業着手前に大野市役所商工観光振興課にご相談ください。
- ・設備等整備事業の交付対象となった事業で、事業完了後2年以内に閉鎖した場合、補助金の返還を請求する場合があります。
- ・申請者が女性起業家・経営者（市内に住民登録を有する女性及び市内に本社を置き代表者が女性である法人）である場合、補助率及び上限が優遇されます。

○補助金の種別、補助対象経費、補助金の額(【 】内は女性起業家・経営者)

区 分	調査研究事業	商品開発事業	販路開拓事業	設備等整備事業
内 容	事業者が自ら行うベンチャー性の高い事業又は異業種間の融合化による事業開拓と認められる新商品(ソフトウェアを含む。)若しくは新サービスの開発に関する調査研究(原則として第三者による市場調査を実施するものに限る。)する事業	名産品、土産品、農商工連携商品等を開発する事業	調査研究事業及び商品開発事業による成果があり、又はベンチャー性が高く、かつ市場性があると認められる、自社において開発した新規技術又は新商品の販路を開拓する事業	調査研究事業及び商品開発事業による成果があり、又はベンチャー性が高く、かつ市場性があると認められた事業を具現化する事業
補助対象経費	原材料費、講師招へい費、・職員研修費、調査研究委託料、市場調査委託料、・機械設備等リース料 など	原材料費、講師招へい費、職員研修費、商品開発委託料、市場調査委託料、機械設備等リース料 など	講師招聘費、職員研究、印刷製本費、展示会場借料及び整備費、運送費、広告宣伝費 など	製造等設備経費(設備リース経費含む。工場建設経費や土地購入費は対象外)、職員研修費、設備設計委託料、業務遂行委託料など
補助率	1 / 2 【2 / 3】			
補助上限額	1,000,000円 【1,300,000円】	1,000,000円 【1,300,000円】	1,000,000円 【1,300,000円】	3,000,000円 【4,000,000円】
対象期間	2年以内			1年以内
条 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実現可能と認められる事業</li> <li>・ 調査研究機関等への全面委託以外の事業</li> <li>・ 公序良俗に反しない事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新商品の開発、生産、需要の開拓等実現可能と認められる事業</li> <li>・ 新商品の開発により、経営の向上及び改善が図れる事業</li> <li>・ 公序良俗に反しない事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新商品等の販路開拓により、経営の向上及び改善が図れる事業</li> <li>・ 将来性がある事業</li> <li>・ 公序良俗に反しない事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内における経済波及効果があると認められる事業</li> <li>・ 将来性がある事業</li> <li>・ 事業者の既存事業の拡張でない事業</li> <li>・ 環境に悪影響を及ぼさない事業</li> <li>・ 公序良俗に反しない事業</li> </ul>